

大船渡市・公益財団法人さわやか福祉財団
包括連携協定書

大船渡市・公益財団法人さわやか福祉財団

新しい地域支援の仕組みづくりに係る包括連携協定書

大船渡市（以下「甲」という。）と公益財団法人さわやか福祉財団（以下「乙」という。）は、地域での支え合いの仕組みづくりについて、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し「地域の住民がいつまでも安心して心豊かに暮らせる社会」を目指した地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）地域における支え合いの仕組みづくりの推進に関する事
 - （2）社会参加を通じた生きがいの推進に関する事
 - （3）その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関する事
- 2 前項各号の事項を推進するため、別紙の事業を実施するものとする。

（連携事項の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが連携事項の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合は、本協定書の有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後この例により自動更新されるものとする。

(費用負担)

第5条 費用が発生する取り組みについては、その都度、甲及び乙が協議のうえ負担割合を決定するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ双方1通を保有する。

平成28年1月20日

甲： 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市長

六田公明

乙： 東京都港区芝公園2丁目6番8号
公益財団法人さわやか福祉財団

理事長

清水肇子

包括連携協定書に基づく具体的な連携事項

《取り組み方針》

- (1) 大船渡市は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、復興まちづくりと併せ、地域での新しい支え合いの仕組みづくりを推進する。
- (2) さわやか福祉財団は、大船渡市への復興支援と併せ、大船渡市の地域包括ケアシステム及び新地域支援事業への取り組みをモデルとして、気仙地域、岩手県内及び全国へ発信し、その普及・発展に寄与する。

《当面の具体的連携事業》

○多様な主体による多様な生活支援サービス提供の体制づくり
・第1層協議体の運営充実と、生活支援コーディネーターの機能発揮
・第2層協議体の創設及び生活支援コーディネーターの養成と、相互の連携調整
・地縁組織、住民組織（NPO 法人大船渡共生まちづくりの会など）や市民活動支援センターなど、地域組織の活用・活動支援と相互の連携、ネットワークの強化
・多世代が集う居場所（通いの場）の普及
・地域住民・組織のボランティア活動推進のための仕組みづくり
・支え合い・助け合い活動、協働に関する啓発（フォーラム、勉強会の実施など）
・支える側、支えられる側の障壁を無くし、全員参加で生活支援を行う機運の醸成